斐川町文化財調査報告１２

出雲国出雲郡家正倉跡Ⅱ

（後谷（うしろだに）Ｖ遺跡第２次発掘調査概報）

１９９４年３月

島根県 斐川町教育委員会

序

斐川町教育委員会では平成５年度の国庫補助事業として後谷Ｖ遺跡第２次発掘調査を行いました。

後谷Ｖ遺跡は平成３年度に行った県道の拡幅工事に伴う事前調査によって発見された遺跡で、その後の調査により大型の倉庫跡が５棟検出され、これが『出雲国風土記』に記された出雲郡家に関連した正倉跡ではないかとして一躍注目されることとなりました。

出西後谷地内において出雲郡家の正倉跡が検出されたことは、風土記 に記された他の正倉との関連についても、改めて問い直すきっかけとなりました。今後も継続して発掘調査を実施し、出雲郡家の全容を解明していく計画でおります。

本書が風土記研究の一助になり、また広く埋蔵文化財に対する関心と理解を高めることに役立てば幸いに存じます。

最後になりましたが、本調査に快く協力いただいた地権者の西　一雄氏はじめ地元各位、終始ご指導をいただいた奈良国立文化財研究所、島根県教育委員会並びに諸先生方に厚くお礼申し上げます。

１９９４年３月

斐川町教育委員会

教育長　**杉　谷　光　昭**

例　　言

1．本書は斐川町教育委員会が平成５年度に国庫補助事業として実施した後谷Ｖ遺跡第２次発掘調査概報です。

2．本年度は斐川町大字出西2,055番地外において調査を実施しました。

3．調査組織は次のとおりです。

事 務 局　富岡俊夫（斐川町教育委員会文化課課長）、山根信夫（同係長）

調 査 員　宍道年弘（同主事）

調査指導　山本　清（島根大学名誉教授）、田中義昭（同法文学部教授）、山中敏史（奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター集落遺跡研究室長）、勝部　昭（島根県埋蔵文化財調査センター長）、池田敏雄（斐川町文化財保護審議会委員）、足立克己（島根県教育委員会文化課文化財保護主事）

遺物整理　内田久美子（斐川町教育委員会文化課職員）、大田晴美（同）

4．本書で記載した「遺跡地図」は、平成４年３月に斐川町教育委員会が発刊した『遺跡分布調査報告書』に附した「埋蔵文化財分布図」（１：20,000）の部分を使用し、一部追加したものです。

5．本書作成にあたり、株式会社日本海開発浜崎　晃氏より「後谷Ｖ遺跡発掘調査にかかる電気探査」と題して玉稿を賜りました。

6．本書の執筆、編集は宍道が行い、浄書は内田、大田が行いました。

7．本調査によって得られた資料は、斐川町教育委員会で保管しています。

8．調査にあたっては、次の方々のご協力をいただきました。記して謝意を表します。

調査協力　金築　基（斐川町税務課）、四方田三己、常松幹夫、松本堅吾（以上、斐川町教育委員会文化課）、株式会社日本海開発

地元協力　池田　良、遠藤繁雄、岡　喜義、昌子健二郎、昌子滝市、栂　真一、西　一雄、西　富市、持田繁義、山根作夫（敬称略）

調査に至る経緯と経過

本遺跡は、平成３年度に県道木次直江停車場線緊急地方道路整備事業に伴う事前調査で発見された遺跡です。この時の調査で古代～中世の土器とともに多量の炭化米や礎石建物（ＳＢ０１）の一部が発見されましたが、調査範囲が狭く限られていたため遺構の時期や規模、遺跡の性格などを充分に把握するには至りませんでした。

このため、４年度においては国県の補助金を受けて礎石建物（ＳＢ０１）の規模や時期、さらに遺跡の範囲等の確認調査を行いました。調査の結果、総柱の掘立柱建物２棟、総柱の礎石建物２棟、それに今までに類例のない特異な構造の礎石建物１棟を確認することができました。いずれも炭化米を伴い、出土した土器から、奈良～平安時代にかけての倉庫跡であることがわかりました。

今年度は４年度に行った電気探査のデータをもとにして、新たな調査区（５区）を設定し、倉庫域の西南部の調査を行いました。その結果、４間×３間の東西棟の可能性のある礎石建物１棟などを検出することができました。

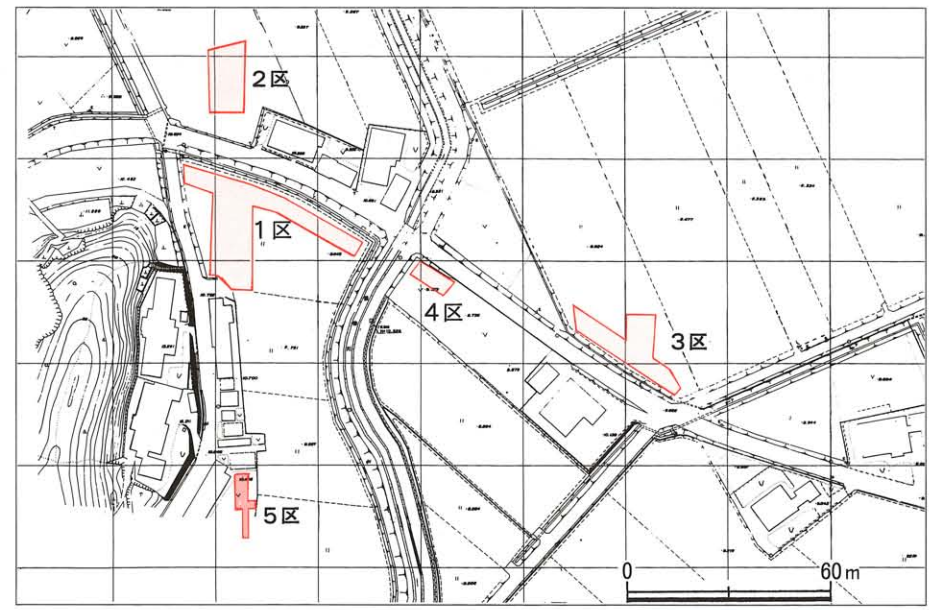

図１　調査区位置図

位　置　と　環　境

島根県東部に位置する斐川町は、中国山地に源を発する斐伊川によって形成された北部の簸川平野と、仏経山や大黒山を中心とした標高300ｍ級の山々が連なる南部の丘陵地帯からなる面積約73㎢の町です。

本遺跡は斐川町の西南部、出西後谷地区に所在します。現況は水田で、南から北へ開ける谷の出口あたりに位置します。

歴史的にみると古代から中世にかけての遺跡が南部の丘陵地帯に数多く集中しています。今のところ旧石器時代の遺物は知られていないのですが、結遺跡や武部遺跡などで縄文土器や石鏃、石斧が発見されています。

弥生時代には全国的に有名な荒神谷遺跡が神庭西谷の山あいで発見されています。昭和59年に銅剣358本、翌60年には銅鐸６個、銅矛16本が同時に出土し、弥生社会を考える上で重要な遺跡となりました。

古墳時代になって、中期には神庭岩船山古墳（前方後円墳）、小丸子山古墳（円墳）が山裾に築かれます。中期末～後期になると、丘陵部にたくさん古墳が造られるようになります。尾根上に結古墳群、城山古墳群などの小規模な群集墳、山麓に武部西古墳、出西小丸古墳群、高野古墳群などのいわゆる石棺式石室系統の古墳群、丘陵斜面に平野横穴群、山の奥横穴群などの横穴群が築かれます。古墳の増加はこの頃に瀑発的な人口増加を示すものとみられます。

奈良時代に入ってさらに人口が増えたとみえ、各地で土器が採集されます。733年に制定された『出雲国風土記』によれば、斐川町は出雲国出雲郡にあたり、出雲郷、健部郷、漆沼郷、河内郷などが町域内にありました。風土記にみられる出雲郡の条に「出雲郷。即郡家属。」とあり、政治の中心地である郡家は後谷Ｖ遺跡の所在する出雲郷にあったことが記されています。健部郷にあたる武部西遺跡では数棟の掘立柱建物跡が検出され公の施設とみられています。

また、出西阿宮地区の標高200ｍの高所には天寺平廃寺があり、奈良～平安時代の瓦が採集され、基壇も２ヶ所確認されます。風土記に「新造院一所、有河内郷中、建立厳堂也。郡家正南一十三里一百歩。」とあるところから、この廃寺が最近、河内郷の新造院ではないかとする考えもあります。直江町堀切の瓦出土地とともに出雲地方の仏教文化を考える上で注目すべき遺跡です。

最近、直江町の西土坑墓で多数の土師質土器が出土したり、福富遺跡や大井城跡などで中世の土器類や陶磁器が発見されるなど、中世以降の斐川も少しずつ解明されてきています。

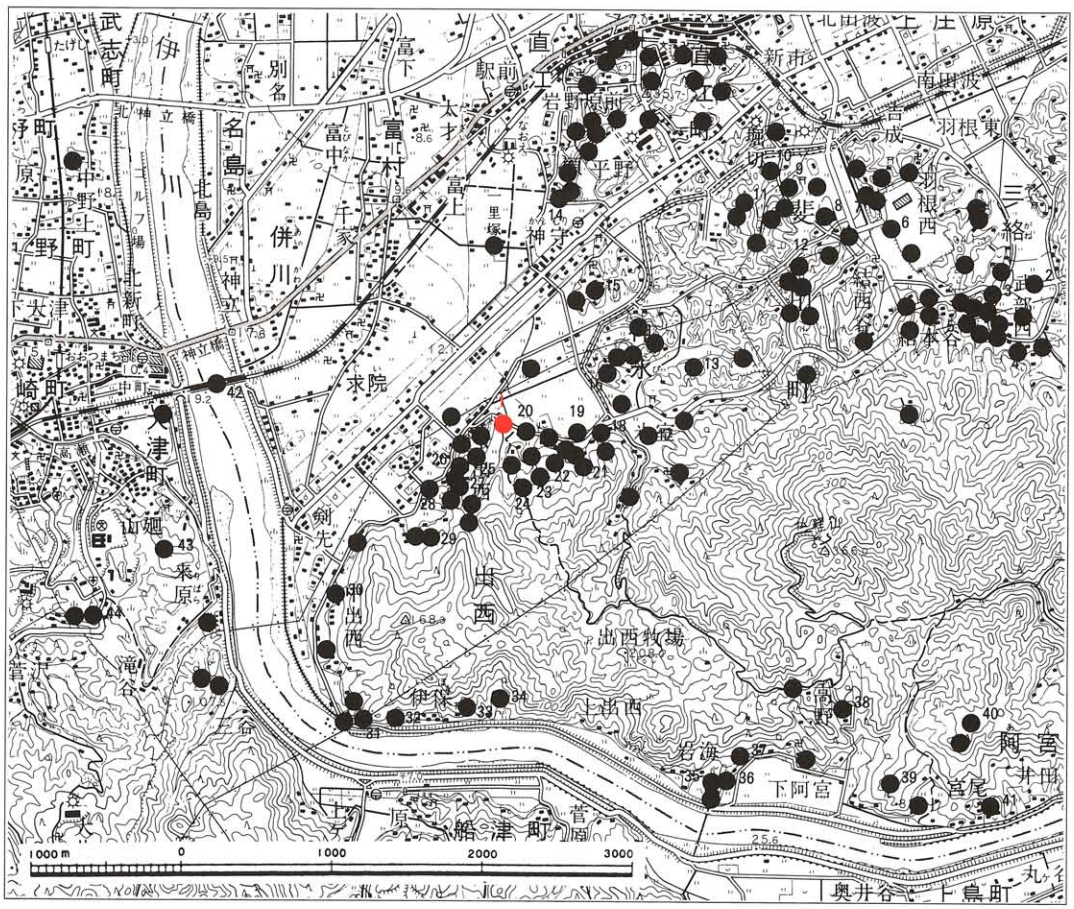

図２　後谷Ｖ遺跡と周辺の遺跡

1. 後谷Ｖ遺跡	2. 武部遺跡	3. 武部西遺跡	4. 三絡Ⅲ遺跡
5. 武部西古墳群	6. 結古墳群	7. 貴船古墳	8. 三斗蒔Ⅰ遺跡
9. 堀切瓦出土地	10. 堀切Ⅰ遺跡	11. 杉沢古墳群	12. 三斗蒔遺跡
13. 有間谷遺跡	14. 亀山横穴	15. 神守古墳群	16. 城山古墳群
17. 氷室Ⅳ遺跡	18. 氷室Ⅲ遺跡	19. 小野遺跡	20. 稲城遺跡
21. 外ケ市古墳	22. 押屋古墳群	23. 長者原古墳群	24. 郡家(長者原)推定地
25. 後谷町道脇古墳	26. 八幡宮横横穴	27. 後谷丘陵古墳群	28. 出西小丸古墳群
29. 山の奥横穴群	30. 剣先横穴群	31. 海の平横穴群	32. 海の平遺跡
33. 岩樋上横穴	34. 上出西Ⅰ遺跡	35. 下阿宮Ⅰ遺跡	36. 横手古墳
37. 下阿宮Ⅱ遺跡	38. 高野古墳群	39. 布子谷古墳	40. 天寺平廃寺
41. 墓田横穴群	42. 斐伊川鉄橋遺跡	43. 西谷墳墓群	44. 長者原廃寺

平成４年度の調査

平成４年度は４つの調査区で発掘が行われ、主に１区と３区で建物遺構が確認されました。遺構は水田下1.5～1.8ｍで検出され、１区では礎石建物跡２棟（ＳＢ０１、ＳＢ０２）、掘立柱建物跡２棟（ＳＢ０３、ＳＢ04）、溝状遺構２条が、３区では礎石建物１棟（ＳＢ０５）、溝状遺構１条が検出されました。

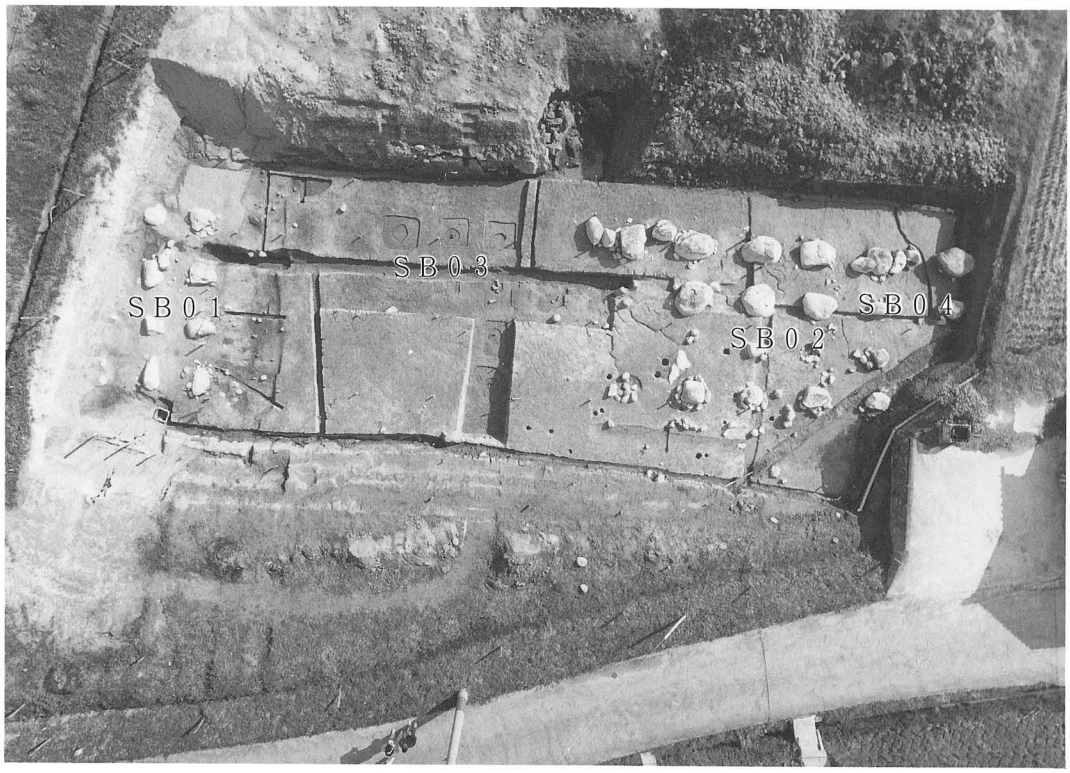

写真１　１区建物遺構

・ＳＢ０１……１区の北側で検出された桁行２間以上、梁行３間（全長6.24ｍ）の総柱の礎石建物です。柱間寸法は桁行 193㎝（6.5尺）、梁行208㎝（７尺）等間を測ります。

礎石は径80～100㎝のもの８個が検出され、礎石の周辺は多量の炭化米で覆われていました。

・ＳＢ０２……１区の南側で検出された桁行５間以上（全長11.90ｍ）、梁行３間（5.34ｍ）の南北に長い総柱の礎石建物です。柱間寸法は桁行238㎝（８尺）等間で、床面積は63.5㎡となります。

礎石は径80～150㎝のもの17個が検出されました。礎石の表面に火を受けたとみられる変色した部分が認められました。

ＳＢ０２を建てる際に、後述するＳＢ０４の上に黒褐色土（基盤層）を築いて礎石の基盤としています。この層から墨書土器「二瓦（？）倉」や須恵器の転用硯等が出土し、炭化米も少量検出されました。建物の時期は奈良時代後半～平安時代初め頃と考えられます。

・ＳＢ０３……ＳＢ０１とＳＢ０２の礎石を支えている基盤層（黒褐色土）の下で検出された桁行４間（全長7.72ｍ）、梁行３間（5.79ｍ）の南北に長い総柱の掘立柱建物です。柱間寸法は桁行、梁行ともに193㎝（6.5尺）等間で、床面積は44.7㎡となります。

柱穴は10穴が検出され、掘り方は隅丸方形で一辺80～170㎝を測ります。柱にはカシとケヤキが使用されていました。

・ＳＢ０４……ＳＢ０２の下層で検出された桁行３間以上、梁行３間（全長5.79ｍ）の総柱の掘立柱建物です。サブトレンチの断面での検

写真２　３区建物遺構

出のため、全容はつかめていませんが、規模はＳＢ０３と同程度と考えられます。

柱穴は断面で７穴が検出され、掘り方内埋土に炭化物や炭化米が認められました。出土した土器から奈良時代前半の建物と考えられます。

・ＳＢ０５……３区で検出された桁行５間以上（全長14.85ｍ）、梁行３間(5.94ｍ）の南北に細長い礎石建物と考えられます。桁間に直線的に径30～50㎝の石を３列に並べた特異な構造の建物です。柱間寸法は桁行297㎝（10尺）等間となりますが、梁行は208㎝（７尺）・178㎝（６尺）・208㎝（７尺）と考えられます。

礎石は径60～110㎝のものが９個検出されました。礎石表面は火災を受けたと思われる部分やすすで変色した部分が認められました。

ＳＢ０５の礎石を覆っている層（黒色土）に炭化米が含まれていることから以前に火災があったことが窺えます。建物の時期は奈良時代後半から平安時代初め頃と考えられます。

調　査　の　概　要

今回の調査区（５区）は、１区から南へ48ｍの地点になります。あらかじめ電気探査で見当を付けていたのですが、予想よりも少し南にずれて礎石が検出されました。結果的に、データの読み違いということになりますが、これは礎石検出面が地表下1.95ｍという予想外に深かったことや、その上に厚く推積した土の影響を大きく受けたためとみられます。

調査の結果、地表下３ｍ以下は流木まじりの砂礫層にあたり、かつては氾濫源であったことを窺わせます。この上に茶色系の土が0.9ｍ堆積しています。この土は２～５層にわけることができ、小礫が混じっている層もあることから山津波などの自然堆積によるものという見方と、土の中に若干の土器が混入していることから人為的に土を盛り整地したという見方がありますが良くはわかっていません。

写真3　5区建物遺構

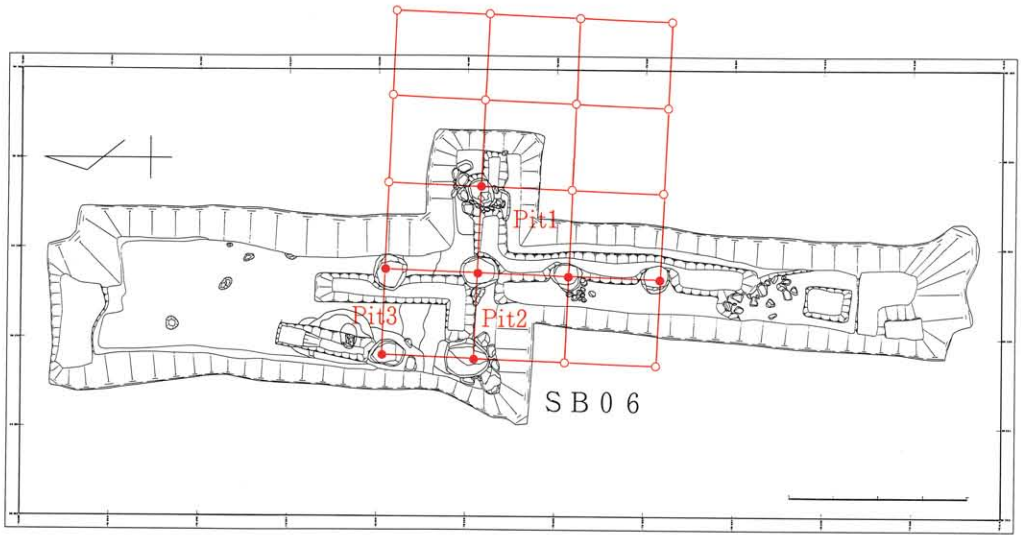

図3　5区建物遺構図

検出した礎石建物は1棟（ＳＢ０６）で総柱式の建物です。南北の規模は3間で全長6.24m（21尺)、柱間寸法は208cm（7尺）を測ります。東西は2間しか検出できていませんが、簡易貫入試験によれば、東側にさらに2個の礎石が予想されるため、東西は4間で全長7.72m（26尺)、柱間寸法 193cm（6.5尺）となり東西に長い建物となります。

礎石は全部で7個が検出され、3個は元の位置より東へ傾いた状況でした。礎石表面は肉眼では焼けた痕跡は認められませんでしたが、周辺から炭化米が多量に出土しました。

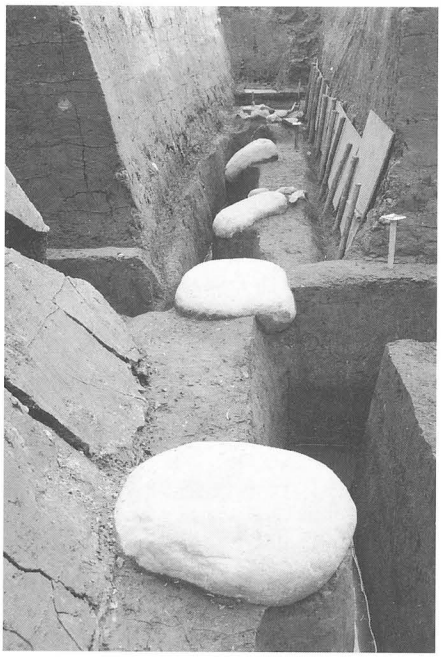

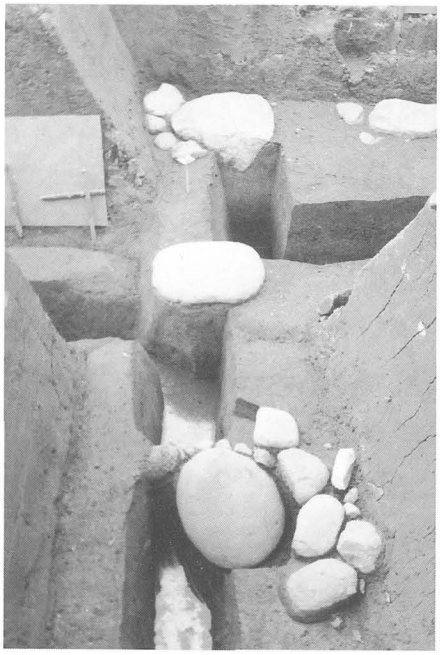

写真4・5　5区礎石検出状況　左(北から)、右(東から)

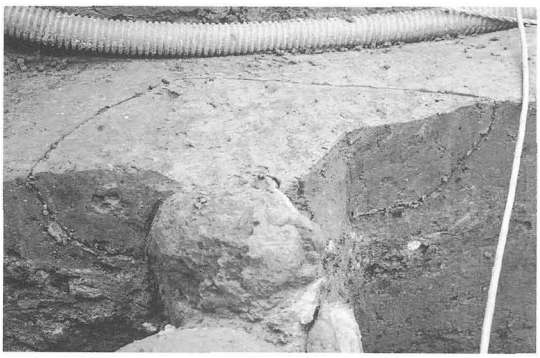

写真6・7　5区柱穴検出状況　上(Pit 1)、下(Pit 2)

写真8　5区柱根検出状況(Pit 3)

礎石建物以外の遺構としては、径65cmの柱穴（Pit１）、径42cmの柱穴（Pit２）、それに径150cmの掘り方をもつ柱穴（Pit３）が検出されました。Pit１は深さ17cmを測り、すり鉢状の掘り方です。Pit２は深さ30cmを測り、底部に径18cmの柱痕跡を残します。Pit３は径20cmの柱根を有し、柱根部分の上部は径35cmの範囲で灰色粘土に覆われ多量の炭化米を含んでいました。掘り方の深さは83cmを測り、埋土に若干の炭化米が混入しています。これらのPitはいずれも礎石建物の下層で検出されました。とくにPit３は、礎石建物以前にかなりしっかりした掘立柱の建物があったことを窺わせます。

この調査区からはあまり遺物は出土しませんでした。図４はわずかな遺物の中で図示できたものです。１．２．５は礎石建物より上層の堆積土中から出土し、３．４は礎石建物直上の層から出土したものです。１は複合口縁を有する土師器の甕で、口径16cmを測り、表面は摩滅しています。２は高台付の須恵器の坏で、径11.7cmです。３は須恵器壺の胴部で、高台が付くものです。胴部下半に、外面平行、内面同心円状のタタキが認められます。４は須恵器甕の胴部で、外面に刺突文が４つ確認されます。５は高台のある坏形の土師質土器です。これらは古墳時代初め頃から平安時代にかけての遺物とみられます。

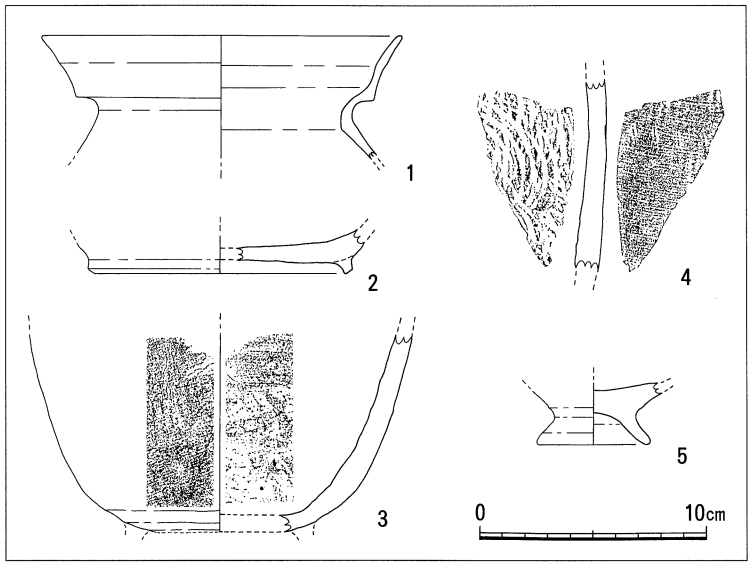

図４　５区出土遺物実測図（S＝⅓）

小　　結

後谷Ｖ遺跡は平成４年度までの調査で、奈良～平安時代の総柱の掘立柱建物２棟（１区）、総柱の礎石建物２棟（１区）、特異な構造の礎石建物１棟（３区）が確認されました。それぞれに炭化米が大量に出土することから穀物を収納す

る倉庫が焼失した建物であることがわかりました。『出雲国風土記』によりますと、出西後谷地区は出雲郡出雲郷に属し、出雲郡家もこの地に所在していたことがわかります。このことを踏まえ、上記の倉庫群は郡家に付随する正倉跡ではないかと考えられています。(註1)

ここで、1区の建物と今回（5区）の建物を比較してみましょう。まず、時期的には出土した土器から1区の掘立柱建物は8世紀前半、礎石建物は8世紀後半～9世紀に建っていたと考えられます。残念ながら今のところ5区の建物の時期ははっきりしませんが、掘立から礎石立への変化は共通しています。

方位的には、1区の建物はいずれも東側の柱筋をそろえ、国土座標軸からみて北へ向かって東へ2°17'の位置になります。5区の礎石建物は3°36'となりますが、誤差の範囲内とみることができます。礎石の上面の高さを測りますと、1区のＳＢ０１は標高8.2m前後、ＳＢ０２は8.8m～8.9mで、5区のＳＢ０６は7.9～8mとなりますが、礎石上面の高さに極端な違いはないようです。

ところで、礎石建物の規模・構造をみますとＳＢ０１が2以上×3間、ＳＢ０２が5×3間、ＳＢ０６が4×3間の建物で、いずれも総柱の高床式の倉庫といえます。一方、ＳＢ０５は5以上×3間の建物ですが、礎石や列石の配置状況をみますと他に類例はないのですがおそらく総柱構造ではなく、列石の上に根太材を置き、その上に板材を貼った低い床張り構造のいわゆる側柱建物になるのではないかと思われます。これらの建物の規模はどれも梁行3間という共通性と、一方で桁行については3間・4間・5間という規模の違いが認めら

調査区	建物番号	規格（間数）	建物長軸方向	桁行		梁行		床面積（㎡）	備考
				全長(m)（尺）	柱間（cm）（尺）	全長(m)（尺）	柱間（cm）（尺）		
1	SB01	2以上×3	南北？		193・？ (6.5)	6.24 (21)	208・208・208 (7)　(7)　(7)		礎石総柱
1	SB02	5以上×3	南北	？11.90 (40)	238・238・238・238・238 (8)　(8)　(8)　(8)　(8)	5.34 (18)	178・178・178 (6)　(6)　(6)	？63.5	礎石総柱
1	SB03	4×3	南北	7.72 (26)	193・193・193・193 (6.5) (6.5) (6.5) (6.5)	5.79 (19.5)	193・193・193 (6.5) (6.5) (6.5)	44.7	掘立総柱
1	SB04	3以上×3	南北？	？ 7.72 (26)	193・193・193・○ (6.5) (6.5) (6.5) (6.5)	5.79 (19.5)	193・193・193 (6.5) (6.5) (6.5)	？44.7	掘立総柱
3	SB05	5以上×3	南北	？14.85 (50)	297・297・297・297・297 (10)　(10)　(10)　(10)　(10)	5.94 (20)	208・178・208 (7)　(6)　(7)	？88.2	礎石
5	SB06	4(？)×3	東西？	？ 7.72 (26)	193・193・○・○ (6.5) (6.5) (6.5) (6.5)	6.24 (21)	208・208・208 (7)　(7)　(7)	？48.2	礎石総柱

※1尺＝29.7cm

表1　建物遺構一覧表

れます。また、構造については総柱のほかに側柱の建物も存在しています。

このように規模や構造が異なる理由として、第１に穎稲や穀稲あるいは税目の違いによって規模や構造が異なっていた場合、第２に各倉庫ごとまたは数棟ごとに造営分担が異なり造営を担当した各集団の技術や労働力編成等の違いが反映されている場合、第３に各倉がすべて同時に造営されたのではなく何回かにわたって１棟ないし数棟が順次追加造営されたという時期差を示す場合が考えられています。(註2) 出雲郡家の正倉がどのような事情によって造営されたかは、今後解明していかねばならない課題です。

最後に正倉域の範囲について若干考えてみたいと思います。今回の調査はまさに１区の建物が南へどのように広がっているかを探ることが目的でもありました。結果的に、ＳＢ０２の南端より57.9m（195尺）の地点に礎石建物（ＳＢ０６）が建てられていることがわかりました。ＳＢ０６は礎石の配置から東西棟になる可能性があり、ここで建物の方向がかわることになります。従って、今後の調査に頼らねばなりませんが、現時点では、このＳＢ０６が正倉域の西南隅に位置すると想定しておくことにします。

１区と５区で判明した建物が地形からみて正倉域の西限をさすことは考えることができそうです。今仮にＳＢ０２（１区）の建物の南北中心線からＳＢ０５（３区）の南北中心線までを測りますと約120mとなります。また、ＳＢ０１（１区）の推定東西中心線からＳＢ０６（５区）の東西中心線までは約100mを測ります。

このように建物の中心で測った距離は東西120m、南北100mとなりますが、建物の周囲に溝や塀などの外郭施設が伴っていたとすると、それよりももう一回り広い東西150m、南北120mの正倉域が想定されます。この想定範囲は山陰地方で正倉の規模が良くわかる松江市の山代郷正倉跡（註3）や鳥取県東伯町の八橋郡衙の正倉院といわれる大高野遺跡（註4）をしのぐ規模になります。「出雲国出雲郡」の郡家にふさわしい正倉域が今後の計画的な調査によって解明されることを期待しています。

（註１）　斐川町教育委員会「出雲国出雲郡家正倉跡」１９９３年
（註２）　山中敏史「古代の倉庫群の特徴と性格」『クラと古代王権』１９９１年
（註３）　島根県教育委員会「史跡出雲国山代郷正倉跡」１９８１年
（註４）　東伯町教育委員会「大高野遺跡発掘調査概報」１９８１年
　　大賀靖浩「大高野遺跡」第21回山陰考古学研究集会　１９９３年

後谷Ｖ遺跡発掘調査にかかる電気探査

株式会社 日本海開発　浜　崎　　晃

1．はじめに

後谷Ｖ遺跡において平成５年に行なった高密度電気探査結果に基づき発掘調査が行なわれた。その結果確認された礎石の位置を参考にしてその周辺への礎石の広がり（分布状況）を把握するために高密度電気探査及び簡易貫入試験を行なった。

調査結果について以下まとめる。

2．調査結果の解釈

過去に行なった遺跡に対する電気探査の経験から電気探査による調査での遺跡存在の可能性のキーポイントと考えられるのは*『Camelback』及び*塊状高比抵抗域である。

＊『Camelback』

岡田山古墳で電気探査を行なった時に得られた石室部での比抵抗等値線の変化。その形状がラクダの背中に似ている事からこの線形を『Camelback』と名付けて遺跡存在のキーポイントとした。

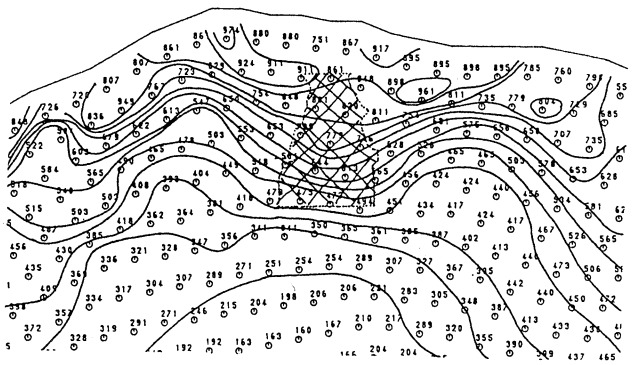

＊塊状高比抵抗域

地盤の比抵抗がほぼ一様で余り変化が無い場合、地下に周りの地盤より比抵抗が高い物が存在する時にその部分を中心に左図に示すような塊状の高比抵抗域が現れる。この塊状の高比抵抗域も『Camelback』同様に遺跡存在のキーポ

イントと考える。

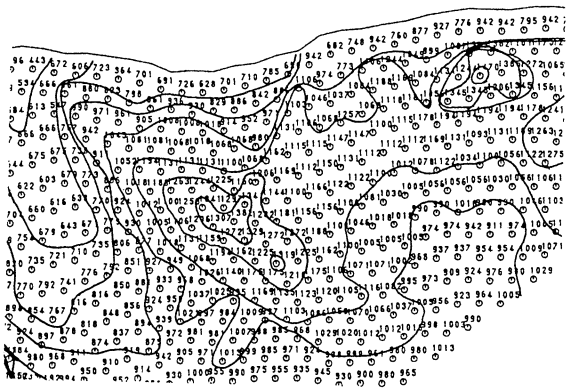

3．調査結果と解釈

図－1調査地平面図に示すように4本の電気探査を行なった。その中で代表的な測線の見掛け比抵抗図を図－2に示す。

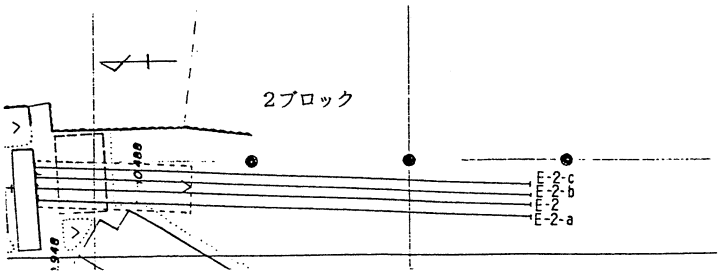

図－1　調査平面図

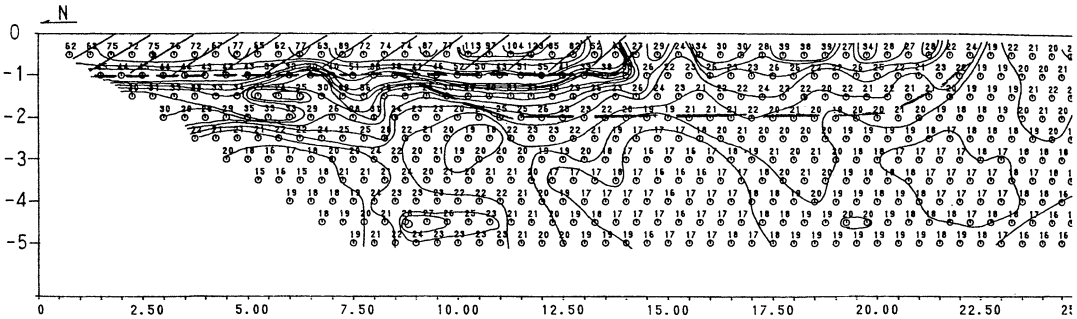

図－2　見掛け比抵抗図

見掛け比抵抗図に示すように起点（N方向）側から約15m付近までの表層部の見掛け比抵抗値が高く、ＧＬ－1.0m付近の比抵抗等値線の形状は凹状を示している。更にＧＬ－2.0m付近の比抵抗等値曲線を見ると起点側から約20m付近まで凹状の形状となっている。それ以深では比抵抗等値線の間隔も広く、

比抵抗値が20Ω－m前後の一様な地盤であると推定できる。

この中で遺跡存在の可能性がある位置としては起点側から約15m付近までと考えるが、この土地が盛土によって作られた畑であり、その利用状況から判断して表層部の比抵抗値が高くなると考えられるため、比抵抗図に現れた変化は表層地盤の影響なのか又は地下に何らかの物が存在するために現れる変化なのか判断し難い状況である。

以上のような電気探査結果を基に発掘調査が行なわれ、礎石の位置が確認された。その位置を電気探査結果と共に図－3に示す。

図－3に示すように電気探査によって推定した位置とは若干ずれている。この原因として発掘によって次の事が明らかとなった。

起点側より15m付近までの表層地盤には盛土がしてあり、盛土の内容物から見ても比抵抗値が高いと考えられる。したがって、起点側から15m付近までの比抵抗等値線の変化は表層部に大きく作用されたものであり、礎石を表したものではないと評価できる。そこで礎石が存在する地盤を表しているものとしては深度がＧＬ－2.0m付近の比抵抗等値線であり、起点側より10～20mの範囲が凹状となっている。しかし、これは発掘によって明らかとなった事であり電気探査結果のみの判断ではそこまで推定することができなかったのは事実である。

過去に行なった遺跡に対する電気探査結果と発掘によって明らかとなった地下構造から評価すると電気探査によって礎石そのものを探査するのは非常に困難であり、電気探査によってある程度推定できるのは地盤の堆積状況である。

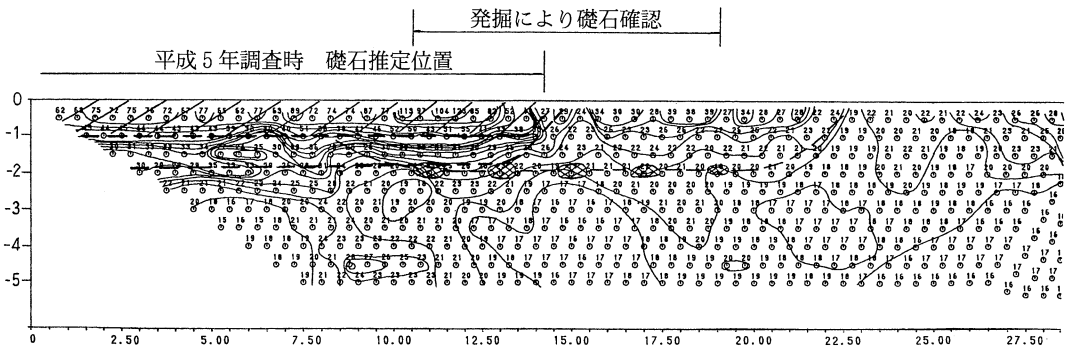

図－3　見掛け比抵抗図

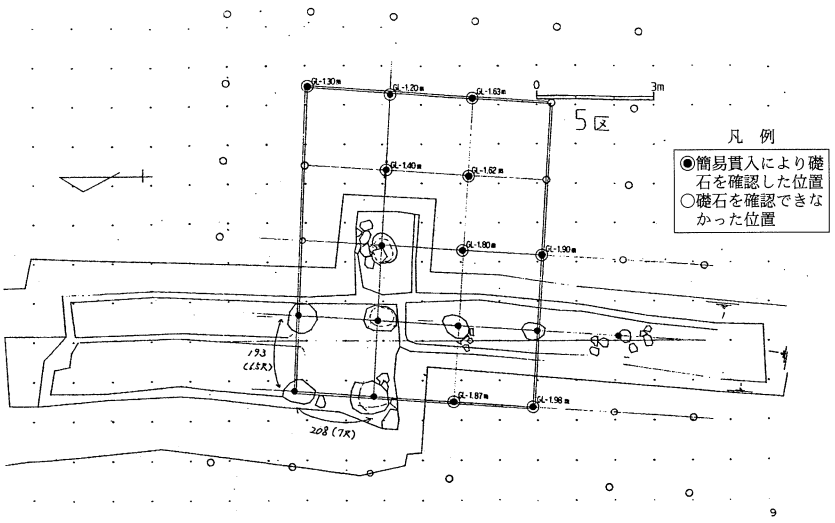

図－4　簡易貫入試験結果図

したがって、この地盤の堆積状況から礫石あるいは木片等が存在する生活の場となった地盤の深度と範囲を推定する事となる。

更に今回は電気探査にプラスして簡易貫入試験器を使い、発掘によって確認された礫石を参考にしてその他の礫石の分布範囲を調査し、その結果を図－4に示す。図に示すように南北に4列、東西に5列の礫石の配置が明らかとなった。

4．ま　と　め

調査結果に示すように電気探査によって礫石そのものは特定する事は地表の条件等に作用されるために困難であるが堆積構造からそれらの存在する範囲及び深度はある程度推定する事は可能であり、更に簡易貫入試験器を使用する事によって礫石の有無を調査する事が可能である。特に調査地のように地表に何のデーターもない場合には電気探査によって地下の堆積状況をある程度把握する事は発掘調査を行なう上で有効な手段ではないだろうか。

斐川町文化財調査報告12

出雲国出雲郡家正倉跡Ⅱ
（後谷（うしろだに）Ⅴ遺跡第2次発掘調査概報）

発　行　　1994年3月
編　集　　島根県斐川町教育委員会
〒699-05
島根県簸川郡斐川町大字荘原町2172
Tel 0853（72）0211
印　刷　　島根印刷株式会社